

静岡県企業職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県公営企業管理者

企業局長 望月 誠

## 企業局訓令第2号

静岡県企業職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和42年事業部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(上級公務員の指定) <b>第1条</b> 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。		(上級公務員の指定) <b>第1条</b> 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。	
新たに職員となつた者	上級の公務員	新たに職員となつた者	上級の公務員
本庁の職員 （次長、局参事、局理事、課長、課参事、課技監、 <u>新プロジェクト推進室長</u> 、課長代理、局付主幹、班長、主幹、検査監、班長代理、副班長、局付主査、主査及び主任を除く。）	(略)	本庁の職員 （次長、局参事、局理事、課長、課参事、課技監、課長代理、局付主幹、班長、主幹、検査監、班長代理、副班長、局付主査、主査及び主任を除く。）	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。